

～国の幼児教育・保育の無償化～

■幼児教育・保育の無償化 ⇒実施時期：2019年10月1日～

○対象

認定こども園、保育所、幼稚園、小規模保育等の利用料を無償化

- ・ 3歳児～5歳児の子ども
- ・ 0歳児～2歳児の子ども（住民税非課税世帯）
⇒無償化対象外の経費等（延長保育料、行事費、保育用品など）

0～2歳児	3～5歳児
☆住民税課税世帯 ⇒ 対象外	無償化
★住民税非課税世帯 ⇒ 無償化 (年収約250万円未満)	

○財源及び国と地方の負担割合

国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4
ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村 10/10
※2019年度は全額国費負担（地方負担なし）
⇒幼児教育の無償化に係る地方負担分に対する臨時交付金

認定こども園、保育所、幼稚園	公立	市 10/10		
	私立	国 1/2	府 1/4	市 1/4
新制度に移行していない私立幼稚園		国 1/2	府 1/4	市 1/4
認可外保育施設		国 1/2	府 1/4	市 1/4
一時預かり事業など		国 1/2	府 1/4	市 1/4

■幼児教育無償化に伴う給食費（副食費）

1号認定こども（幼稚園等）、2号認定こども（保育所等（3～5歳））は、主食費・副食費ともに施設による実費徴収（現在の主食費の負担方法）を基本とする。現行2号認定児は副食費が保育料に含まれており負担方法が変わるが、保護者が負担することはこれまでと変わらない。

副食費	《3号認定》 保育所等（0～2歳児）	《2号認定》 保育所等（3～5歳児）	《1号認定》 幼稚園等（3～5歳児）
現行	保育料の中に副食費を含む	保育料の中に副食費を含む	保育料と副食費は別々に徴収。 ※副食費の免除対象 生活保護世帯（保育料無償）のみ補足給付事業により免除
保育料無償化後	現行と同じ	保育料と副食費を切り離し、保育料は無償化されるが、副食費は別途徴収。 ※副食費の免除対象 全ての第3子と年収360万円未満相当の世帯を対象に副食費を免除。生活保護世帯は引き続き給付費により免除。	原則現行と同じ。 ※副食費の免除対象 全ての第3子と年収360万円未満相当の世帯を対象に副食費を免除。生活保護世帯は引き続き給付費により免除。